

別冊資料

**平成29年度
中国地方知事会第2回知事会議
共同アピール**

**元気づくり総本部広域連携課
平成29年12月1日常任委員会**

「地方創生・人口減少克服」に向けて

我が国では、本格的な人口減少社会に突入し、東京一極集中の傾向も依然として続いているが、地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行している。今後、そのスピードがさらに加速することから、一刻も早く人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を構築していくことが、喫緊の課題となっている。

地方創生・人口減少克服を実効あるものとするためには、東京圏のみならず、各地方が多様な姿で発展し、その多様性の中から新たな価値が生まれ、地域と人々が輝き続けることが重要である。

地方創生なくして一億総活躍社会の実現はない。地方では、地域が直面している課題に対し、創意工夫しながら主体的・自立的に魅力ある地域づくりの取組を推進するとともに、国においては、日本全体の構造的な課題である「東京一極集中の是正」に自ら率先して取り組むなど、国と地方が両輪となって進めていくことが不可欠である。

中国地方知事会は、国家的課題である「地方創生・人口減少克服」に向けて、引き続き、国と一丸となって全力で取組を進める決意である。

国においても、地方創生に関する累次の要請を早期かつ確実に実現するとともに、特に次の事項について直ちに断行するよう強く求める。

1 東京一極集中を是正するために

「東京一極集中の是正」という日本全体の構造的な課題解決に向けて、地方への新しいひとの流れをつくるとともに、人口流出の抑制に取り組む必要がある。

このため、国においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる「2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡させる」という基本目標を安易に下方修正することなく、目標が達成できるよう、これまで以上に総力を挙げて、大学や企業の地方移転などに向けた抜本的な対策を講じること。

(1) 大学の東京一極集中の是正の実現

大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、

- ・地方大学の振興及び東京23区内の大学の定員増の抑制に必要な立法措置を講じること。
- ・大都市に集中している大学・研究施設の地方移転を重点的に進めること。

(2) 企業の地方分散

企業の東京圏への転入超過は続いている、国は自ら率先してその要因分析を行い、東京圏から地方への企業移転に関するKPIを設定し、地方移転のインセンティブが働くよう、

- ・集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金制度を創設すること。
- ・地方への本社機能移転をより一層促進するため、地方拠点強化税制のさらなる拡充を図るとともに、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じること。
- ・東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。

(3) 国家戦略としての政府関係機関の地方分散

政府関係機関移転基本方針で全面移転とされた機関はわずか3機関である。新たな移転対象機関の検討を進めるなど、取組を一過性のものとすることなく、国家戦略として、具体的なKPIを設定した上で、

- ・自ら移転可能な機関を示すなど、国が主体的に取り組むとともに、移転に伴う用地の確保、施設の整備など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とすること。
- ・共同研究の実施など、移転機関と地元の大学や企業等が連携した取組を推進することができるよう、国の機関としての機能拡充を図ること。
- ・中央省庁のサテライトオフィス設置を、単なる試行や地方創生に向けたアウトリーチ支援に止らず、東京一極集中の是正に向けた具体的な取組につなげること。
- ・ICTを活用したテレビ会議やテレワーク等、サテライトオフィス設置の取組は、中央省庁のほか独立行政法人も含めて行い、移転の可能性を広く検証すること。

(4) 「地方」への移住・定住

厳しい状況が続いている東京一極集中の是正を図り、地方への移住・定住を進めるため、

- ・東京圏から地方への具体的な移住促進計画等を国が自ら率先して策定し、着実に実行するよう取り組むこと。
- ・全市町村への移住相談のワンストップ窓口となる定住支援員の配置や、地域での生活を体験するための短期滞在型住宅の提供など、地方が独自に取り組む施策に対して、新たな交付金の創設など支援措置を講じること。
- ・マスメディア等の活用により、地方志向へと価値観を大転換するような気運醸成を積極的に進めること。

2 次世代を担う「ひと」をつくるために

日本の公的教育投資はOECD諸国中最低となっており、我が国の持続的な発展と競争力強化のためには、すべてのライフステージにわたって、住民の個性と能力が最大限に發揮され、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していく必要がある。

このため、国においては、次世代を担う「ひと」づくりに向けて、「人づくり革命」の推進など、抜本的な対策を講じること。

(1) 「人づくり革命」の推進

- ・地方の人材不足の深刻さを十分に認識の上、地方における人材育成・確保に必要な施策を検討し、平成30年度予算において、新たな財政措置も含めた、あらゆる分野における「人づくり革命」の実現のための思い切った措置を講じること。
- ・すべての子供が自分の持つ能力を最大限に伸ばせる社会づくりに向けて、経済的な「負担軽減」を進めることは重要である一方、教育・保育の無償化に当たっては、「質の向上」「量的拡大」と合わせて、最適な投資バランスのもと推進すること。

(2) 進学希望をかなえるための支援の充実

すべての子どもたちが均等に教育を受ける機会を得るため、

- ・給付型奨学金や無利子奨学金を充実するとともに、返還に際しても、返還金の減額・免除や返還期限の猶予など制度を拡充すること。
- ・経済的に厳しい環境にあるひとり親家庭等に対するさらに手厚い経済的支援を充実すること。

(3) 地方の教育の魅力向上・充実

〔幼児教育〕

- 乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果等を踏まえ、
- ・乳幼児期の教育・保育の質を確保するため、教員・保育士等の資質能力を向上させる研修機会の充実等に対する支援を講じること。
 - ・子どもとの関わり方についての助言など家庭教育への支援を充実すること。

〔初等中等教育〕

- 初等中等教育において、誰もが持っている能力を開花させ、社会的経済的環境に関わらず大学進学等に必要な学力を身に付けるためには、小学校から高等学校における教育の質を向上させる必要があり、
- ・少人数・習熟度別指導などの充実のための教職員定数を拡充すること。
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充及び待遇改善のための十分な財源の確保や、人材の養成及び確保に向けた取組の充実を図ること。
 - ・生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもに対する学習支援など放課後等における学習の場の充実や、地域と学校との連携・協働の強化を図ること。

〔高等教育〕

- 教育は「未来への先行投資」であり、意欲のある学生を支援し、我が国が将来にわたって持続的に成長していくための礎となる人材育成に向けて、
- ・地方でも充実した高等教育を受けられる環境を整備し、地域産業の担い手となる高度人材を育成・確保すること。
 - ・教育・研究成果を地域に還元し、地域産業の活性化に資するよう、地域の「知の拠点」である地方の大学への支援を充実させ、大学の質の向上を図ること。
 - ・地域の多様な主体と連携し課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分の充実など、地方大学の運営基盤の強化を図ること。

3. 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるために

少子化が急速に進行する中、国民が希望する出生率の実現に向けて、結婚を希望する人が出会い、結婚し、また、子どもを希望する人が安心して妊娠・出産、子育てができる環境づくりを行うなど、各ライフステージに応じた、切れ目のない支援策を充実・強化する必要がある。

このため、国においては、少子化対策の抜本強化に向けて、結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるための総合的な施策の推進などに、大胆かつ長期的に取り組むこと。

(1) 若者の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう社会づくりの推進

若者が、それぞれのライフプランを描き、希望がかなう結婚、妊娠、出産、子育てができるよう、

- ・雇用の安定、出会いの場の提供、不妊治療支援の拡充、安心・安全な周産期医療体制の確保、子育て支援施策の充実などを進めること。
- ・結婚や家庭の良さを前向きに考えてもらうためのキャンペーンの展開などにより、社会全体で応援する気運づくりを推進すること。
- ・三世代同居住宅の新築・改築への支援や、改築に係る所得税の軽減措置などの三世代同居・近居を支援するための優遇策等のさらなる拡充を図ること。
- ・地域少子化対策重点推進交付金については、地方が地域の実情に応じて柔軟に事業実施できるよう、より自由度の高いものとすること。

(2) 保育サービスの充実と子育て家庭の経済的負担の軽減等

子育て中も就業が可能となる保育サービスの拡充や、子育て家庭の経済的負担の全般的な軽減に向けて、

- ・保育士不足を解消するため、保育士の抜本的な待遇改善や就労環境の向上等により潜在保育士の再参入と勤続年数の長期化を図ること。
- ・潜在保育士を把握できるよう、関係法令の改正等により、保育士資格登録者の離職時における届出制度を創設すること。
- ・保育料・教育費や子どもの医療費の軽減など、国の責任において、大胆な経済的支援制度を創設すること。
- ・子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を全面的に廃止すること。

4 仕事と暮らしの充実を図りながら、多様な働き方を推進していくために

生産年齢人口が減少する中、全ての人が生きがいや達成感を持って仕事に取り組みながら、健康的に暮らしを楽しむことができる社会を創出するためには、男女ともに働きやすく、多様な人材がその個性と能力を発揮できる環境づくりが必要である。

このため、国においては、働き方改革の着実な推進に向けて、長時間労働是正のための法整備や多様な人材が活躍できる社会環境の構築などに取り組むこと。

(1) 長時間労働のはじめ

- ・長時間労働のはじめに向けた法整備を着実に進めるとともに、地域の実情や実態を踏まえた実効性のある対策を講じるとともに、十分な周知を行うこと。

(2) 生産性の向上

- ・地域経済を支えている中小企業・小規模事業者に対するIT利活用の促進をはじめとした生産性向上の支援施策の充実・強化を図ること。

(3) 女性の活躍推進、多様な人材が活躍できる社会環境の整備

誰もが仕事と暮らしを両立でき、安心して働き続けることができる環境づくりに向けて、

- ・企業における短時間勤務・テレワーク等多様な働き方の導入や、仕事と育児・介護等の両立を促進するための社内環境の整備及び制度導入に対する支援を充実させること。
- ・非正規雇用の待遇改善に向けた取組支援、企業の主体的取組を進めるための専門人材の確保支援など、働き方改革に取り組みやすい環境を整備すること。
- ・人材確保が困難な中小企業においては、業界特有の取引慣行や、下請けの取引条件等も相まって、働き方改革が進まない場合が多いことから、取引の在り方の改善に向けた取組を一層強化すること。
- ・税制面のインセンティブ等により、女性の活躍や男性の家事・育児・介護参画の促進に向けた企業の取組支援を充実させること。
- ・地域の実情と企業ニーズに応じた働き方改革促進策を実施する際の財源について、自由度が高く、必要な施策に継続的に活用できる交付金

の新設など、財政支援を拡充すること。

- ・働き方改革について国民理解の促進と、国内の一層の気運醸成を図ること。

5 地方にひとを呼び込む「しごと」をつくるために

イノベーションを通じて競争力を高め、強い地域経済をつくるためには、変化に富んだ自然環境が育む多様な農林水産資源、世界に認められた豊富な観光資源などを生かして、産業振興と雇用創出、交流人口の拡大など、地域の実情に応じた施策を展開していく必要がある。

このため、国においては、地域経済の好循環の拡大に向けて、大胆な規制改革、技術革新による労働生産性の向上など、現状にとらわれない思い切った施策を講じること。

(1) 地域産業の競争力強化

- ・企業の成長を後押しする規制緩和や新技術・新製品の開発支援など、地域産業の競争力強化を促進する取組を一層充実すること。
- ・A I・I O T等を活用した生産性向上、経営基盤強化に取り組む中小企業・小規模事業者への支援を充実すること。
- ・都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企業の事業経営に参画する取組については、一定程度の期間、継続的に取り組むことが必要であり、引き続き必要な財源を確保すること。

(2) 訪日外国人旅行者の受入促進

急増する訪日外国人旅行者を全国各地に誘導できるよう、

- ・「日本版DMO」の形成・確立に向けた取組への支援や、DMOが自主的かつ安定的な財源を確保できる制度を創設すること。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック期間中など、低廉な陸・海・空の周遊フリーパスを創設すること。
- ・税関・出入国管理・検疫(CIQ)など受入体制の整備・充実を図ること。

(3) 農林水産業の成長産業化

「地方創生」の中核となる強い農林水産業と活力ある農山漁村の実現

に向けて、

- ・農林水産業の生産性の向上や高付加価値化による競争力強化を図ること。
- ・生産基盤の整備を計画的かつ着実に推進し、農林水産業を成長産業へと飛躍させるための対策を強力に推進すること。

6 人が集まり・人が定着する 魅力ある「まち」をつくるために

地域住民一人ひとりが地域に愛着と誇りを持ち、国内外から魅力ある地域として選ばれるためには、住みやすく個性ある豊かな地域づくりが必要である。

このため、国においては、持続的な地域運営が図られるよう、一定の圏域人口を確保するための拠点形成や地方創生を支える社会基盤の整備など、地域の実情を踏まえた支援策を講じること。

(1) 地域の実態に応じた「小さな拠点」づくりの推進

中山間地域などの条件が厳しい地域では、買い物、医療、交通などの生活機能・サービスの確保が緊急の課題となっている。

そうした地域でも、安心して住み続けることができるよう、日常生活に必要な機能の一定の集約を図る、「小さな拠点」づくりを進める必要があり、

- ・生活機能・サービスを集約した施設や地域活動の拠点となる施設の整備など、地域の実態に応じた小さな拠点形成の支援を講じること。

(2) 地方創生を支える基盤等の整備

- ・対流促進型国土の形成に向け、高速道路のミッシングリンク解消や暫定2車線区間の対策等をはじめとした高速道路ネットワークの整備、空港・港湾機能の強化など、人や企業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正に取り組むこと。
- ・農用地区域からの除外や農地転用に関する規制を緩和し、地域の活性化やまちづくりを推進するなど、土地利用に関する地方の自由度を拡大するための仕組みを構築すること。

(3) 明治 150 年に向けた取組の推進

- ・明治 150 年を契機に、我が国の近代化の歩みを見つめ直し、後世に伝えていくため、国民的な機運を醸成するとともに、国が実施する「明治 150 年」関連施策の充実を図ること。
- ・地方が実施する「明治 150 年」関連事業を支援すること。

7 地方創生の取組を推進するために

国においては、地方創生の取組を実効あるものとするため、地方からの意見等を十分に踏まえ、地方創生の実現に必要な財源の確保や地方分権改革、規制改革などあらゆる分野において、国家戦略として大胆に取り組むこと。

(1) 地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生推進交付金の自由度向上と規模拡大

地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、

- ・「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを的確に反映すること。
- ・地方創生推進交付金について、その規模を拡大・確保し、継続的なものにすること。
- ・地方創生推進交付金の運用に当たっては、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、国の審査要件や使途の制約等の緩和を行うとともに、手続を簡素化すること。
- ・地方創生推進交付金に係る地方財政負担については、平成 30 年度以降も、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。
- ・国も「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において KPI を設定して、地方創生に取り組んでいることから、取組の検証を行い公表すること。

(2) 地方分権改革の推進

真の地方創生に向けて、地方が創意工夫しながら自らの発想で独自の施策が講じられるよう、国と地方の役割分担を見直し、権限・財源の移

譲などさらなる地方分権改革を進めていくことが必要であり、

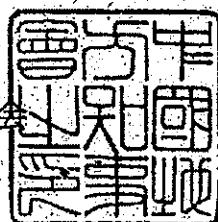
- ・国の事務を、国家としての存立に関する役割などに限定した形で国と地方の役割を抜本的に見直し、財源や権限の移譲をさらに推し進めていくこと。
- ・「提案募集方式」において、提案の対象外とされている、国が直接執行する事業の運用改善や税財源の移譲等に関する提案であっても、その対象とすること。

(3) 規制改革の推進

- ・規制改革推進会議で議論されている「地方における規制改革」については、国と地方が連携・協力し、十分協議を行った上で進めること。
- ・「国家戦略特区（地方創生特区を含む）」については、地方の創意工夫による大胆な取組を実現することができるよう、地方提案の積極的な採択を行うこと。

平成29年11月24日

中國地方知事会



| | | | |
|-------|-------|-------|-----|
| 鳥取県知事 | 平 溝 口 | 井 善兵衛 | 伸 治 |
| 島根県知事 | 伊 原木 | 隆 太 | 彦 行 |
| 岡山県知事 | 湯 崎 | 英 嗣 | 政 |
| 広島県知事 | 村 岡 | | |
| 山口県知事 | | | |

地方税財源の充実について

平成29年度の地方財政計画においては、国税収入の伸びの鈍化や交付税及び譲与税配付金特別会計における前年度繰越金の皆減など、近年にない厳しい状況の中で、地方交付税総額が、東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.4兆円減の16.3兆円となったものの、地方一般財源総額は、地方税の増加等を見込むことで0.4兆円増の62.1兆円が確保された。

しかしながら、臨時財政対策債については、国において可能な手段を最大限活用して発行抑制を図ったものの、前年度に比べて0.3兆円増となり、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる中、地方財政制度の構造的な問題の解消に向けた抜本的な対策が講じられていない。また、地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化等の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

さらに、近年、地方団体全体として基金が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論や、地方自治体ごとに異なる状況を踏まえず地方の財源を圧縮するような議論があるが全く不適当である。また、平成32年度における国と地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化という財政健全化目標の達成に向けて、地方財政についても国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととされており、今後地方歳出の抑制圧力が高まることが懸念される。

加えて、社会保障と税の一体改革については、消費税・地方消費税率10%への引上げに伴う增收分の使途を見直して「人づくり革命」の財源に活用する方向性が示されており、国民の関心も高まっている。平成31年10月に確実に消費税・地方消費税率を10%に引き上げができるよう、国と地方が連携・協力して経済状況を好転させていくとともに、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供できるよう、今後とも社会保障施策に対する確実な地方財政措置を求めていく必要がある。

こうした状況の下で、地方公共団体においては、自らもさらなる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、地域の実情に即した産業振興、地域の活性化、雇用の確保、医療・介護・子育て支援の充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいかなければならない。

については、地方創生に資する取組を地方が主体的かつ強力に推進するための国と地方を通じた税財政制度の確立に向けて、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

(1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要である。地方の創生なくして日本の創成はないということを踏まえ、アベノミクスの効果を地域の隅々まで行きわたらせるためにも、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増をはじめとする、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。

特に、地方交付税については、地域間の財政力格差を是正するとともに、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスを提供するために必要不可欠なものであり、引き続き、財政調整機能と財源保障機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。

また、トップランナー方式については、影響額の活用の在り方や地方財政計画上の取扱いを今後明確化するとされているが、歳出効率化を先行実施している団体のインセンティブ効果を削減しないよう、地方の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元するとともに、地理的要因や人口規模等によりスケールメリットが働かない地域の実情に配慮した措置を行うこと。

(2) 国においては、地方の財政調整基金などの残高の増加を取り上げて、地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的な配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論があるが、地方における近年の財政調整基金の増加は、国を大きく上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で、災害や税収の変動、社会保障関係費の増嵩や地方で特に進行している人口減少に備えた財政運営の年度間調整の取組の現れである。また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限がなく、赤字地方債の発行も限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないと十分踏まえるべきである。

地方の基金残高の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保すること。

(3) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しており、平成29年度は財源不足の拡大等により発行額が増加したところであるが、本来は地方交付税の法定率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されており、このことは平成30年度の概算要求において、事項要求されている。今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、構造的な問題の解決には至っていないことから、法定率の引上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置とした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

(4) 近年の地方財政計画における歳出は、歳出特別枠を含めてもピーク時に比べて減少してきている。その中で、人口減少や少子化への対応、また高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や地域経済活性化・雇用対策に係る歳出は、地方の給与関係費や投資的経費の削減、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。

そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきであることから、地方財政計画の策定に当たっては、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施できるようするため、地方財政対策として歳出特別枠を実質的に堅持し、必要な歳出を確実に計上すること。

(5) 地方が、その地域の実情に応じた地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、平成29年度地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを的確に反映すること。

また、今後も、地方創生・人口減少克服に向けた地域の課題解決には、産官学金労言の連携など、総合戦略を踏まえた総合的な取組を継続的に

実施する必要があることから、平成29年度当初予算において1,000億円が措置され、平成30年度の概算要求において1,070億円が要求された地方創生推進交付金については、こうした施策を確実に展開できるよう今後も十分な額を確保すること。さらにその運用に当たっては、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、国の審査要件や使途の制約等の緩和を行うほか、手続を簡素化した上で、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除し、地方への人の流れの形成や、働き方改革の推進に有効な個人への給付事業を対象とすること。さらに、施設整備事業についても、ソフト施策と一体となって産業振興や地域活性化等に十分な効果が見込まれる場合には要件を大幅に緩和するなど、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る地方財政負担については、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

- (6) 社会資本整備を推進する各府省の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れている地域に十分配慮すること。また、予算配分基準を明確にするとともに、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き手続の簡素化を図ること。
- (7) 国の経済対策等に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、さらなる要件の見直しを行うとともに、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講じること。
- (8) 法人課税改革に伴う地方法人課税の見直しについて、今後、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済や雇用への影響を踏まえて、中小法人への適用については慎重に検討すること。
- (9) 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保については、平成29年度与党税制改正大綱において、市町村が主体

となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求める基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得ることとされた。

これを踏まえ、国においては、森林所有者等に代わって間伐を実施する等の新たな業務を市町村の役割として位置づける方向で森林関係法令の見直しに向けた検討が進められているが、市町村が単独で新たな業務を実施する体制を早期に構築することができるかについては実務的な面を中心に課題が多いと懸念されることから、市町村の体制強化に向けた支援や市町村間の広域的な調整、市町村の補完的な役割等を都道府県の業務として位置づけるなど、新たな森林整備等の業務に係る都道府県及び市町村の役割分担を明確化すること。また、森林環境税（仮称）の税収について全額を地方団体に配分するとともに、都道府県及び市町村の新たな役割分担に応じて配分するなど、必要に応じて都道府県に対する税財源の確保について適切な措置を講じること。その際、住民の理解が得られるよう丁寧な説明等に努めるとともに、森林環境税（仮称）の用途については、地方の意見を踏まえて、既に中国5県を含む37府県が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないようにしっかりと調整すること。

(10) 車体課税の見直しについては、平成29年度与党税制改正大綱において、平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に關し総合的な検討を行い、必要な措置を講じることとされたが、今後とも、車体課税の見直しに当たっては、地方財政に影響を及ぼすことのないようすること。

(11) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的で十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

(12) 南海トラフ地震などの大規模災害の発生に備え、災害対策拠点となる施設の耐震化等を着実に推進していくことができるよう、緊急防災・減災事業債について、制度を恒久化の上、対象事業の拡大及び国庫補助事業の地方負担分への充当など、制度の拡充を図ること。

2 社会保障と税の一体改革

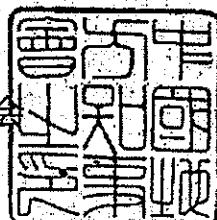
- (1) 消費税・地方消費税率の10%への引上げが平成31年10月に再延期される中、増嵩する地方の社会保障関係費の財源を確実に確保するため、国の責任において必要な財源措置を行うこと。また、消費税・地方消費税引上げに伴う增收分の使途を見直して「人づくり革命」の財源に活用する方向性が示されており、現在の「社会保障と税の一体改革」のスキームは国と地方が十分に協議して決定したものであることを踏まえ、その制度設計や財源等の検討に当たっては、地方の意見を適切に反映し、地方の財政運営に支障が生じることのないようにすること。
- (2) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。
- (3) 国民健康保険の運営の都道府県単位化については、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）における合意に基づく必要な財源を確保すること。また、都道府県において安定的に国民健康保険の財政運営ができるよう十分に検証し、必要に応じて措置を講じること。
- さらに、将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国庫負担金の負担率を引き上げるなど国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図り、持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じること。なお、子どもの医療費助成や重度心身障害者に対する医療費助成などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、全面的に廃止すること。
- (4) 消費税・地方消費税率の10%への引上げまでに、総合的に検討することとされている医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税・地方消費税率の引上げに伴い医療機関における非課税取引の仕入れに係る消費税負担が増加する実情を十分に踏まえて検討を行うとともに、国及び地方の社会保障財源への影響も考慮した上で、抜本的解決を図ること。併せて、取引上不利な地位にある中小事業者において消費税・地

方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、引き続き、転嫁対策を確実に実施すること。

- (5) 地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、消費税・地方消費税率の10%への引上げの際には8%引上げ時と同様に、引上げ分の地方消費税収について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すること。
- (6) 法人住民税法人税割の交付税原資化については、偏在是正により生じる財源に見合う歳出を確実に地方財政計画に計上するとともに、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性のある偏在是正措置となるようすること。
なお、引き続き、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に向けて検討すること。
- (7) マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、地方との緊密な連携の下、システムの安定性を確保し、セキュリティについて技術的・物理的・人的対策の観点から不断の見直しを行い、国民の信頼が得られる安全対策を講じるとともに、今後の制度改正等に伴うシステム改修・連携テストやシステム及びネットワークに係る維持管理に要する経費については、原則として国が負担し、地方に経費負担が生じることのないようにすること。

平成29年11月24日

中国地方知事会



鳥取県知事 平井伸治
島根県知事 口善兵衛
岡山県知事 原木隆太
広島県知事 池崎彦彦政
山口県知事 沢村岡

防災・減災対策等の推進について

平成28年10月21日に発生し、震度6弱を記録した鳥取県中部地震では人的被害や住家被害が多数発生したほか、公共土木施設や文化観光施設等の公共施設も被災し、復興に向け官民が全力を挙げているところであるが、今なお復興の途上である。

そのほかにも近年、交通インフラが寸断され、災害対策拠点となる施設等の損壊や大規模な土砂災害が多数発生した「平成28年熊本地震」や、広島・山口両県に甚大な土砂災害をもたらした「平成26年8月豪雨」など、全国各地で大規模な災害が相次いでいる。

その上、豪雪による幹線道路の大規模な滞留や長時間の通行止めのほか、列車の長時間にわたる立ち往生、路線バスや航空便の数日間の運休・欠航なども発生している。

中国地方としても、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する計画的なハード整備に加え、災害時の被害を防止し、または最小限に抑えるため、地域防災力の向上に係るソフト対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 大規模災害からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

大規模な災害が発生した場合は、被災した自治体が行う復旧・復興に要する経費に対して確実に財政措置を講じるとともに、医師、看護師、保健師、理学療法士等の人員派遣や行政職員による支援、物資の提供、避難者の受け入れなど、被災地に幅広い支援を行う自治体に対しても、必要な経費に係る財政措置を確実に講じること。

2 防災・減災対策に係る各種ソフト施策の充実

(1) 住民のライフスタイルの違いに配慮した情報発信や、地域、学校及び企業・団体などの対象に応じた情報発信を充実・強化するとともに、報道機関と連携した普及啓発や、短時間で効果的な防災訓練・防災教室の実施の推進を図るなど、あらゆる機会・手段を通じて、国民自らが災害から命を守るために行動を促す取組を加速すること。

特に、企業・団体の従業員等において、避難場所・避難経路等の確認や非常持出品の準備などの取組が進むよう、産業界等に対し強力に働きかけること。

(2) 地方が行う防災知識の普及・啓発、地域防災の担い手となる自主防災組織や消防団等の活動の活性化につながる人材育成をはじめとした地域防災力強化の取組について、財政措置の充実を図ること。

3 総合的な土砂災害対策の推進について

(1) 近年、全国各地で局地化、激甚化している豪雨や地震による土砂災害が発生していることを踏まえ、国民の生命と財産を守り、安全・安心で豊かな国土を形成するためには、土砂災害防止のための砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業や山地災害防止のための治山事業に加え、砂防・治山が連携した流木対策についても強力に推進する必要があることから、これら公共事業予算枠の大幅な増額や補助率の拡充等の財政的支援を行うこと。

(2) 近年の多発する豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所が多数あり、これらの地域においては、地盤の緩み等により、土砂災害がより少ない降雨で発生することが懸念されている。

については、災害復旧事業による原形復旧のみならず早期に再度の災害防止措置を講じる必要があることから、現在整備を進めている砂防・治山事業などによる被災地の復旧が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定を推進するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査に係る交付金について所要額を確保するとともに、地方の実情に即した配分とするなど、財政的支援を行うこと。

4 災害に強い国土づくりに向けた防災・減災対策の推進について

(1) 治水・高潮対策の推進

近年、全国各地で多発する洪水や高潮などの大規模な水害から国民の

生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、治水事業及び海岸事業を強力に推進すること。

加えて、想定し得る最大規模の洪水等から迅速に避難する体制を構築し人命を守るために、水防法改正に伴う浸水想定区域の見直し等に対する財政措置の拡充を図ること。

(2) 道路・港湾・空港施設・ため池等の耐震化の推進

大規模な地震災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うためには、広域的な人流・物流ルートを確保する必要があるため、道路、港湾、空港等の交通インフラについて、耐震化を推進する地方の取組を支援すること。

また、下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震化についても、同様に支援すること。

(3) 建築物の耐震化の促進

耐震改修促進法の改正に伴って耐震診断が義務付けられた大規模建築物の補強設計・耐震改修費用及び防災上重要な建築物や緊急輸送道路・避難路等の沿道建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修費用に対する国の支援のさらなる拡充を行うとともに、避難所の吊り天井対策等、震災の教訓に基づく制度の拡充を行うこと。加えて、地震により倒壊のおそれのある空き家の除却が促進されるよう十分な予算措置を行うこと。

また、住宅や社会福祉施設等の施設においても、耐震化を促進するための措置を講じること。

併せて、私立学校における耐震化補助の補助率の嵩上げや、補助単価の引上げを図り、十分な予算措置を行うこと。

さらに、南海トラフ地震などの大規模災害の発生に備え、災害対策拠点となる施設等の耐震化を着実に推進していくことができるよう、緊急防災・減災事業債について、制度を恒久化の上、対象事業の拡大及び国庫補助事業の地方負担分への充当など、制度の拡充を図ること。

(4) 災害に強い道路ネットワークの構築

大規模災害時における緊急輸送道路やリダンダンシーを確保するため、山陰道をはじめとした高速道路のミッシングリンクの早期解消や地域高規格道路の整備促進、それらを補完する国・県道の整備促進のために必要な予算を確保すること。

併せて、豪雪時の大規模な車両の滞留や除雪作業による長時間の通行

止めの発生を回避するため、高速道路における暫定2車線区間の早期4車線化や、当面の対策として付加車線の早期整備を促進するとともに、国及び各県が連携した除雪体制の構築や情報共有の推進などソフト対策の強化により強靭な道路ネットワークを構築すること。

(5) 公共交通機関の豪雪対策について

豪雪時における長時間にわたる公共交通機関の運休・欠航は、住民生活に多大な影響をもたらすことから、豪雪時に公共交通車両の円滑な移動等に対応するための施設・設備の整備や、列車が立ち往生した際に乗客に配布するための緊急物品の備蓄等について支援すること。

5 気象・火山・地震の監視・予測システムの強化について

(1) 局地豪雨や竜巻などによる突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを開発するとともに、雨量情報を高精度でリアルタイムに提供するなど、集中豪雨観測の強化を進めること。

また、夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告の発令の判断が出来るよう、12～24時間先の降水予測（メッシュ情報）の精度を高めること。

(2) 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の充実・強化や予知に関する技術開発を進めること。

(3) 活断層の位置・形状や活動履歴等、未確認の断層も含めた活断層の実態や地震・津波の予測精度の向上など、地震に関する調査研究を強化すること。

6 社会資本の適正な維持管理の推進について

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、老朽化した公共土木施設等の長寿命化対策や施設の維持管理のための公共施設等適正管理推進事業の拡充、点検や修繕に係る起債制度の拡充、交付要件の緩和や国費率の嵩上げなど、地方等への財政支援の拡充により社会資本の

適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即したものとすること。

また、維持管理・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会インフラの老朽化対策を着実に推進すること。

さらに、道路の落石事故防止等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

7 大規模災害時における被災地の支援方策の確立

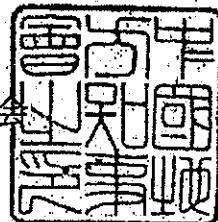
大規模災害時における被災地の支援については、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設するとともに、国、被災自治体、応援自治体間での費用負担のあり方を明確化し、これに応じて、各自治体に対する十分な財政措置を講じること。

8 原子力防災対策の強化について

- (1) 「原子力災害対策指針」等を踏まえた、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の充実について関係する省庁が連携する体制を強化の上、国が前面に立って調整し、財政支援を含め必要な支援・協力をすること。
- (2) 官公庁等の防災機関の放射線防護対策などの機能強化や、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などについて財政支援を行うこと。
- (3) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員の人事費など必要な経費について財政措置を講じること。

平成29年11月24日

中国地方知事会



| | | | |
|-------|---|-----|---|
| 鳥取県知事 | 伸 | 井 | 治 |
| 島根県知事 | 善 | 口 | 衛 |
| 岡山県知事 | 隆 | 伊原木 | 太 |
| 広島県知事 | 英 | 湯 | 彦 |
| 山口県知事 | 嗣 | 村 | 政 |

北朝鮮ミサイル発射及び核実験への対応強化について

北朝鮮は、弾道ミサイルの発射や核実験を繰り返しており、8月9日には、中国・四国地方上空を通過させ米領グアム島沖に中距離弾道ミサイルを発射する計画を表明し、その後も、8月26日に日本海に向けて3発、さらに、8月29日、9月15日には、北海道地方上空を通過させる弾道ミサイルを立て続けに発射するなど、軍事的挑発をエスカレートさせている。

また、9月3日には、「水爆」と称する6回目の核実験を強行しており、被爆地・広島を抱え平和を希求する中国地方知事会にとって、到底容認できるものではなく、強い憤りを覚える。

こうした行為は、国連安全保障理事会決議を無視した重大な挑発行為であり、不測の事態も危惧されるなど、これまでにない緊張状態が続いている。

さらに、核兵器廃絶に向けた国際的な機運に大きく水を差すものであり、他の核兵器保有国や核兵器保有を願望する国の核開発を加速させ、世界の平和と安定の構築を損ねることを強く危惧する。

国においては、住民の生命・財産を守り、安全安心を確保するため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

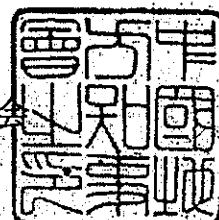
- 1 北朝鮮に、これ以上弾道ミサイルの発射や核実験といった挑発行為を行わせないよう、拉致問題の解決を含め、外交・経済等あらゆる手段で、国際社会と連携し、断固とした対応をとること。
- 2 ミサイル発射の兆候・発射情報を迅速に把握し、関係県に対して、直ちに情報提供を行うこと。
また、太平洋や日本海等で操業している漁船などの船舶及び航行中の航空機の安全を確保するため、これらの情報が直接、船舶や航空機に伝達されるシステムを構築すること。
- 3 万が一、不測の事態が発生した場合に備え、引き続き、警戒・防護体制を強化するとともに、地方公共団体、鉄道・バス・船舶事業者等の指定地方公共機関、消防・防災関係機関などが取るべき対応について明確化し、住民の安全確保に万全を期すこと。

併せて、弾頭の種類に応じた被害想定や実践的な訓練の具体的実施方法等を示すこと。

- 4 武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保するとともに、その備蓄施設や有事の運搬方法等について指針を示すこと。
- 5 万が一、被害が発生した場合、国において万全の措置を講じること。
- 6 北朝鮮から我が国へ流入すると想定される多数の避難民への対応について、国において対応方針を明らかにすること。
また、地方公共団体が対応すべき事項がある場合は、都道府県の役割を明確にし、事案発生時に取るべき方策を定めること。

平成29年11月24日

中国地方知事会



| | |
|-------|--------|
| 鳥取県知事 | 平井伸治 |
| 島根県知事 | 溝口善兵衛 |
| 岡山県知事 | 伊原木隆太彦 |
| 広島県知事 | 湯崎英彦 |
| 山口県知事 | 村岡嗣政 |

受動喫煙防止対策の強化について

我が国では、平成15年5月に健康増進法に受動喫煙防止対策が努力義務として規定されて以来、平成16年6月には「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を受諾し、平成22年2月には、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである」などとした厚生労働省健康局長通知が発出された。さらに、平成27年6月には、職場の受動喫煙防止対策強化のための労働安全衛生法の一部を改正する法律が施行されたところではあるが、受動喫煙を防止するための措置は未だ努力義務にとどまっている。

一方、平成25年9月には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることが決定し、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策を強化するため、平成28年1月に受動喫煙防止対策強化検討チームが設置された。

また、国は、官公庁、学校、医療機関、飲食店等各施設の用途等に応じた対策案や対策の実効性を担保するための施設管理者の義務、義務に違反した場合の罰則の適用等について、平成28年10月に「受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)」を、平成29年3月に「受動喫煙防止対策の強化について(基本的な考え方の案)」を示したものの、第193回国会では受動喫煙防止対策の強化法案の提出が見送られた。

いうまでもなく、受動喫煙については、肺がんや脳卒中等のリスクを高める等、健康に悪影響を与えることが既に科学的に明らかにされており、我が国では、受動喫煙が原因で死亡する人が交通事故による死者の約4倍の年間1万5千人に上るという衝撃的な推計結果も出ている。

中国地方としても、一体となって効果的な受動喫煙防止対策等を推進しており、住民の生命を守ることが喫緊の課題となっていることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 受動喫煙防止対策の推進

健康増進の観点や近年のオリンピック・パラリンピック開催地での法整備状況等を踏まえ、受動喫煙防止対策を強力に推進すること。

特に、現在、国は屋内での受動喫煙を防止するための規制の強化に向け

た法整備を検討しているが、その内容について、関係機関等の意見を踏まえ、実効性のあるものとすること。

2 技術的・財政的支援の確保

法整備に伴う新たな受動喫煙防止対策の実施に際しては、地方自治体に過度な事務負担が生じることがない制度とともに、技術的・財政的支援を行うこと。

3 国民への周知・関係者への説明

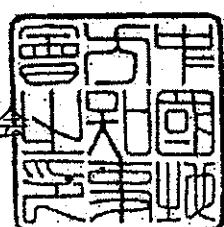
法整備に伴う新たな受動喫煙防止対策の実施による影響を懸念する関係団体・事業者への丁寧な説明はもとより、国民への正確かつ丁寧な説明や情報発信に努め、これらの関係者の不安を払拭することに万全を期す等、国の責任において、制度の円滑な導入を図ること。

4 喫煙防止教育等の推進

受動喫煙の健康への悪影響について、国民の正しい理解が深まるよう、エビデンスに基づく正確な情報を発信するとともに、健康教育、特に喫煙防止教育や禁煙教育を積極的に行うこと。

平成29年11月24日

中国地方知事会



鳥取県知事
島根県知事
岡山県知事
広島県知事
山口県知事

平井伸治
溝口善兵衛
伊原木隆太
湯崎英彦
村岡嗣政

地域医療の確保について

超高齢化社会の到来に向けて、医療・介護提供体制の改革が必要であるが、医師・看護職員など医療従事者の不足や偏在が解消されず、地域医療体制は危機的状況にある。

住民が地域で安心して生活するためには、地域医療の確保が必要不可欠である。地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実情に応じた実効性のある施策が推進されるよう、次の事項について強く要請する。

1 地域医療構想

- (1) 団塊の世代が75歳以上となる2025年における医療・介護のあり方や地域医療構想の策定の意義について、国民や関係機関に十分に説明し、理解を得ること。
- (2) 地域医療構想をもとに関係者が地域の実情に応じた課題や対応策を協議しているが、国は、協議に資する医療情報を定期的に提供するとともに、課題解決に向けて柔軟に制度を運用し、幅広い支援策を実施すること。

特に離島・中山間地域においては、地理的要因による不採算や人材不足等により在宅医療への移行が非常に困難なため、次期診療報酬改定等において手厚い支援策を講じること。

2 地域医療介護総合確保基金

- (1) 将来の地域医療の提供体制を確保していくためには、病床機能の転換のみならず、地域医療再生基金で実施してきた医療従事者の確保対策や在宅医療を含む地域医療体制の整備が必要な地域もあることから、国は将来にわたり十分な財源を確保するとともに、地域の実情に応じた創意工夫ができるよう、都道府県の実情を踏まえた基金配分がなされるよう配慮し、さらに平成26年度と同様に3つの事業区分間の額の調整を認めること。

(2) 基金の内示時期を早めるとともに、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、柔軟な制度とすること。

3 地域医療提供体制の充実に向けた継続的な財源措置

医療提供体制推進事業補助金は、交付率が低迷してきており、事業の執行に重大な支障が出るおそれのある憂慮すべき事態となっている。当補助金は、救命救急センター運営事業をはじめ、周産期母子医療センター運営事業、小児救命救急センター運営事業など、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供するために必要な事業の推進に不可欠なものであることから、事業の安定的な実施のため補助基準額に応じた交付がなされるよう十分な予算額を確保すること。

また、ドクターヘリについては、医師を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことにより、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果をあげており、特に広域救急医療にとって極めて重要な存在であることから、必要な財源を確実に確保すること。

4 医師の養成・供給システムの見直し

(1) 医師不足の実態や高齢化の進展などを考慮した今後の医療ニーズの動向などを踏まえ、地域や診療科において必要とされる分野に従事する医師を計画的に養成するとともに、養成された医師を、医師が不足している地域や診療科での勤務に誘導するための仕組みを構築すること。

特に平成30年度に開始される新たな専門医制度においては、都市部に若手医師が集中することが懸念されることから、医師の地域偏在、診療科偏在に繋がらないよう、国が責任をもって研修定員設定の結果の検証を行うなど必要な措置を講じること。

(2) 地域医療においては、総合的に患者を診る能力を有する医師が特に求められており、こうした医師を養成するため、大学における指導体制やカリキュラムを充実すること。

- (3) 奨学金の貸与を受けた医師や地域枠出身医師が今後増えていくことから、地域の医療機関においても充実した研修が受けられ、キャリアアップを図ることができるよう、研修環境や指導体制の充実に向けた支援策を講じること。
- (4) 大学で一定の医師を確保し、へき地医療機関等へ供給できるよう、大学勤務医師に対する処遇の改善を行うこと。

5 医師・看護職員・薬剤師等を支える環境づくり

- (1) 医師不足の地域や診療科の勤務医に対する処遇改善等を図るための支援策を講じること。
- (2) 女性医師の出産・育児による離職を防止するとともに復職を支援し、仕事と育児が両立できるように、必要な財源措置も含めた就労環境の整備・充実を図ること。
- (3) 看護職員や薬剤師の養成、離職防止、再就業促進等の取組に対する財政支援の充実など、地域医療を支える看護職員等の安定的な確保対策を講じること。
- (4) 勤務医・看護職員の過重勤務解消に向け、医療の現状や医療機関毎の役割等について、受療者である国民の理解と協力を得るための広報・啓発を強化すること。
- (5) 介護職の認知度向上・イメージアップや離職防止を図る取組への財政支援の充実など、介護職員の安定的な確保対策を講じること。

6 臨床研修制度の見直し

- (1) 制度全般の見直しに際しては、地域医療提供体制の確保のため、地方の厳しい医師不足の現状を考慮し、都市・地方の医師の偏在が解消されるよう各都道府県の臨床研修医の募集定員の適正化を図ること。

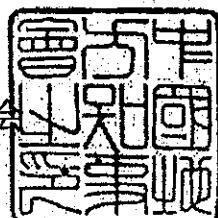
(2) 大学医学部の地域枠卒業者の地域への定着を図るため、臨床研修病院のマッチング対象定員枠とは別に、都道府県による地域枠卒業者を対象とした定員枠の設定を認めること。

7. 奨学金制度の運営

大学医学部入学定員枠の拡大に当たり、奨学金制度の創設が都道府県に義務付けられた。また、自治体によっては独自の奨学金制度を設け、医師の養成に取り組んでいる。このような奨学金制度の運営に係る経費について、地方財政上の措置を拡充すること。

平成29年11月24日

中国地方知事会



| | |
|-------|-------|
| 鳥取県知事 | 平井伸治 |
| 島根県知事 | 溝口善兵衛 |
| 岡山県知事 | 伊原木隆太 |
| 広島県知事 | 湯崎彦政 |
| 山口県知事 | 村岡英嗣 |

地方創生を力強く進める前提としての基盤整備について

我が国が、少子化と人口減少を克服し、持続的な発展を遂げるためには、「人口急減・超高齢化」への流れを変えるための改革、とりわけ東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、子育て支援の強化・充実や女性の活躍促進などの総合的な政策推進が必要である。

また、地方において、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクを回避するには、国の地方創生の動きに呼応して、観光による地域産業の振興や企業の地方移転を推進し、雇用の場を確保するなど、地方への新しいひとの流れをつくることが必要である。

このためには、歴史・文化や自然、温泉、食などの豊かな観光資源等、中国地方の多様な地域資源を有効に活用した観光交流人口の拡大や安心して暮らせる地域づくりなど、地方創生を進め生産性向上に資するためのインフラの整備と機能強化、その前提となる安全性の確保及び地域間ネットワークの構築が不可欠である。

については、地方創生を力強く進める前提となる基盤整備を推進するため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 高速道路ネットワークの早期整備

国の骨格を形成する高速道路は、経済社会の発展に不可欠な「地方創生の道」であり、現に、ここ数年の間に開通した高速道路の沿線では、企業進出や観光客数の増加、県境をまたいだ行政、経済界の連携など、新たな動きが生まれるなどの効果が現れている。

しかしながら、日本海国土軸の一部を構成する山陰道については、供用済区間が未だ4割程度に留まり、また、多くの未事業化区間があるなど、中国地方には依然として高速道路ネットワークのミッシングリンクが多数存在している。このため、企業誘致や市場の拡大、観光の振興等、県境をまたいだ経済交流や連携を図る上でも大きなハンディキャップとなっている。

また、高速道路ネットワークは大規模災害時において、応急活動や緊急物資輸送、復旧活動の支援等の重要な役割を担っており、防災・減災、国

土強靭化の観点から早期整備が必要となっている。

ついては、国において、高速道路ネットワークのミッシングリンクの解消に向け、山陰道の事業中区間のより一層の整備促進と未事業化区間の早期事業化を図ること。

さらに、暫定2車線区間については、高速道路ネットワークが本来有するべき安全性や定時性の確保のため、早期に4車線化を行うとともに、当面の対策として付加車線整備や試行的な設置が始まったワイヤーロープによる上下線の分離等の有効な対策の促進を図ること。

なお、暫定2車線区間における付加車線設置の検証路線として選定された岡山米子線については、付加車線の早期整備を図り、効果検証をすること。

2 高速道路の利用促進

鉄道や航空路線などの高速交通網の整備の遅れている地域にとっては、既存の高速道路の利活用は都市とのネットワーク化に与える影響も大きいため、国際競争力の強化や地域活性化の観点から、円滑な物流の確保や交流人口の拡大による産業・観光の振興を図るため、スマートインターチェンジの整備や高速道路料金制度の改善など、高速道路の利用を促進する施策を講じること。

なお、利用促進施策の実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、フェリー等の公共交通機関に影響を及ぼすおそれがある場合は、十分な対策を講じること。

3 地域高規格道路等の整備促進

地域高規格道路や主要な国道・地方道は、大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路としての役割を担うことはもとより、高速道路ネットワークと一体となって地域の交流・連携の強化を図り、物流の活性化や交流人口の拡大、広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス性の向上に資することから、その整備促進を図ること。

4 道路整備予算の拡充

- (1) 高速道路ネットワークの早期整備や地域高規格道路等の整備促進のため、必要となる予算の総額を確保した上で、整備が遅れている地方に重点配分すること。
- (2) 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に定める国 の負担又は補助の割合のかさ上げ措置について、平成30年度以降も維持するとともに、必要な道路整備の推進が図られるようさらなる拡充等 の措置を講じること。
- (3) 地方創生の早期実現に向け、補正予算の編成により、高速道路ネットワークのミッシングリンク解消をはじめとした地方の道路整備を重点的に推進すること。

5 高速鉄道網の整備

災害に強い国土づくりを進めるとともに、鉄道機能をより発揮するため、北陸新幹線の今後の整備の進捗などにもらみ、山陰における高速鉄道網の整備に向けた具体的な取組を加速化すること。

6 地方鉄道の維持・高速化

地方鉄道の廃止は、当該地域の住民の日常生活や経済活動に大きな影響を与えることが懸念される。

このため、鉄道事業者の届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について検証し、地方創生の取組が進められている間などの特別な事情に配慮した措置を講じること。

また、地方鉄道の維持、活性化のため、地方鉄道の高速化に向けた国の助成制度の拡充を行うこと。

7 地方空港への航空路線網の維持・拡充

- (1) 首都圏をはじめとする大都市圏と地方との航空網の確保により、利便性と流動性を高め、観光振興や産業振興により地方経済の再生可能な環境を整備すること。
- (2) 今後さらなる増加が期待される訪日外国人旅行者の地方への周遊性を高めるため、大都市圏及び国際空港から地方への航空ネットワークを構築するとともに、地方空港における訪日外国人旅行者の受入環境の一層の充実を図ること。

8 港湾の整備促進等

- (1) 中国地方における産業の国際競争力強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。
- (2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備、国負担割合の嵩上げ及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、すべての国際バルク戦略港湾選定港を「特定貨物輸入拠点港湾」に指定し、支援措置の拡充を図ること。
- (3) 北東アジアゲートウェイとしての役割を担う日本海側港湾の機能強化は、我が国の国際競争力の強化及び観光立国の実現に寄与することが期待され、特に日本海側における国内海上輸送のミッシングリンク解消は、中国地方の物流の効率化や瀬戸内地域のリダンダンシーの確保などが期待される。
ついては、中国地方の産業競争力の強化に大きな役割を果たす日本海側拠点港の機能充実・強化を図ること。
- (4) 近年、中国地方へのクルーズ船の寄港数増加は、インバウンドによる

地域経済への大きな効果をもたらしており、観光・交流の拠点としての港湾機能の強化が不可欠なものとなっている。

については、クルーズ船の受入や港湾における観光・交流の拠点機能強化を図るため、港湾へのアクセスの充実強化とともに、ターミナル整備や旅客の円滑な受入のための環境整備等ハード・ソフト両面における取組を推進すること。

9 ヒアリ対策の推進

(1) 毒性が強く攻撃的で、生態系などへの被害に加え、人身への被害の発生のおそれがある特定外来生物のヒアリの国内定着の防止に向け、国は関係省庁の連携により、通関の前後にとらわれず、侵入初期段階での立入検査を含む徹底防除及び拡散防止のための追跡調査等の対策について、強力なリーダーシップを發揮し、主体的かつ積極的にこれを実施すること。

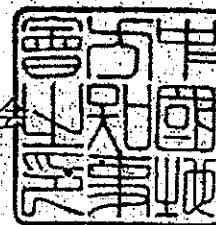
また、地方と連携した効果的かつ恒久的な体制を構築し、地方での侵入予防、防除措置、拡散防止対策等への技術的、財政的支援を行うこと。

(2) 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う体制の整備をすること。

(3) 海外のヒアリ定着国のうち、日本との定期貨物航路等を有する国に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出の際の点検、駆除等の徹底について、強く要請すること。

平成29年11月24日

中国地方知事会



| | | | | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鳥取県知事 | 井 | 伸 | 治 | 兵 | 衛 | 太 | 彦 | 政 |
| 島根県知事 | 口 | 善 | 隆 | 英 | 嗣 | | | |
| 岡山県知事 | 溝 | 木 | 崎 | 岡 | | | | |
| 広島県知事 | 伊 | | | | | | | |
| 山口県知事 | 湯 | | | | | | | |
| | 村 | | | | | | | |

地域農林水産業の振興について

現在の日本の農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進展、生産物価格の低迷、国際交渉による影響の不透明感、予測不能な自然災害による農林水産業被害など、非常に厳しい状況にある。

こうした中、国は平成25年に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定し、農林水産業を産業として強くしていく産業政策と、国土保全といった多面的機能を発揮するための地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増することを目指し、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることとしている。

また、昨年11月には、さらなる農業の競争力強化のため、「農業競争力強化プログラム」を決定するとともに、本年6月までに、これを具体的に実行していくための農業競争力強化支援法など関連8法案が可決、成立した。

このような状況を踏まえ、農林水産業を成長産業に育て、農山漁村の持続的発展を図っていくためには、地域の実情を踏まえた柔軟な施策展開が必要であることから、次の事項について強く要請する。

1 地域の実情を踏まえた「攻めの農林水産業」の展開

中山間地域等条件不利地域の多い中国地方においては、特色ある地域資源を生かしながら、農林水産業の収益性を高めるための努力をしてきたところである。

については、こうした地域の特色ある取組が将来にわたって持続的に発展できるよう、国の責任において、地域の実情に応じた担い手の育成や産地形成、ブランド化、輸出拡大の支援、中山間地域対策など、総合的な施策展開が可能となる、きめ細かで柔軟な対策を講じるとともに、必要な財源の確保を図ること。

2 国際貿易交渉への対応

日本と欧州連合（EU）は、本年7月6日に経済連携協定に大枠合意し、政府はTPP等総合対策本部を設置し総合的な政策対応に関する基本方針

を決定した。

また、11月11日には米国を除くTPP参加11か国が「包括的・先進的なTPP協定」に大筋合意し、さらに、日米経済対話等の検討が進められる中、今後、関税の引き下げや関税割当枠の取扱いなどにより、国内農林水産業への影響が懸念される。

国においては、いかなる国際貿易交渉にあっても、地域経済や産業、国民生活への具体的・長期的な影響等について正確かつ丁寧な説明や情報発信に努め、農林水産業関係者の不安を払拭することに万全を期すこと。

3 集落営農法人等による広域連携組織化の推進

集落営農法人をはじめ、認定農業者などの多様な農業経営体の経営基盤強化を進める中で、複数の集落営農法人や多様な農業経営体が連携し、単独の経営体では実施困難な事業の展開や新規就業者の雇用の実現により、集落の維持活性化を図っていく、広域連携組織設立の動きが拡大しつつある。

については、こうした広域連携組織化の取組が進展するよう、地域の実態に即した制度を構築するとともに、予算を十分に確保すること。

4 園芸産地の育成及び担い手確保支援

土地条件の悪い中山間地域においては、施設野菜など土地生産性の高い園芸作物の生産推進による収益の向上が求められている。

については、収益性の高い園芸産地の育成と、園芸産地における新たな担い手の育成・確保を図るため、施設整備や生産支援について、地域の実態に即した柔軟な制度とするとともに、予算を十分に確保すること。

5 農地中間管理事業の推進

農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約化を進めるためには、農地の受け手となる担い手育成や、農地の利用の効率化及び高度化を促進する基盤整備が必要であり、それらと連動した施策を含め、引き続き

十分な予算を確保すること。

6 農業生産基盤整備の推進

農業の競争力強化に向け、担い手への農地の集積・集約化や農業の高付加価値化を図るため、農地の大区画化・汎用化、農業水利施設の省力化・長寿命化対策等の生産基盤の整備について、必要な予算を十分に確保すること。

また、土地改良制度の改正に伴う事業については、国において必要な予算の確保及び地方財政措置の充実を図るとともに、地域が取り組みやすく実効性のある制度とすること。特に、農地中間管理機構関連農地整備事業について、相続未登記農地が円滑な農地集積・生産基盤整備の阻害要因となることが想定されるため、こうした農地についても、事業要件である長期の農地中間管理権の設定が容易となるよう改善策を検討するとともに、中山間地域等の条件不利地域の実情を十分に配慮した制度とすること。

7 経営安定対策の充実

- (1) 生産者の不安を払拭するため、農業全般にわたる経営安定対策・セーフティーネットの充実強化を図ること。
- (2) 主要農作物の安定生産のためには、都道府県が関与した優良種子の安定供給が重要であることから、農業競争力強化支援法等において都道府県の主要農作物種子生産における役割・位置づけを明確にするとともに、その役割を果たすための予算を十分に確保すること。併せて、主要農作物の種子の生産等について適切な基準を定め、運用すること。
- (3) 米の需給調整は、国が責任を持って必要な対策を講じる必要があるため、平成30年からの需給調整が確実に実行されるよう具体的な対策を示すこと。特に過剰作付県等に対して強力な働きかけを行うなど、従来から需給調整に取り組んできた県に不利益が生じないよう、公平性を担保した方法で行うこと。

8 林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立

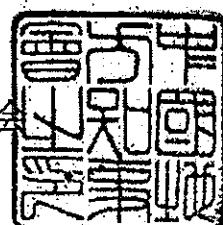
- (1) 森林吸収源対策等の推進に向けて、継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる森林環境税（仮称）の創設に当たっては、新たな森林整備等の業務に係る都道府県及び市町村の役割分担を明確化するとともに、事業を実施する市町村の意向を踏まえ、都道府県との連携等、実効性のある体制支援にも配慮すること。
- (2) 森林の管理経営を意欲のある持続的な林業経営者に集積・集約化するとともに、適正な管理が困難な森林の管理を市町村等が行う新たな仕組みを早期に創設すること。
- (3) 新たな仕組みの導入による森林の管理経営の集積・集約化を進め、林業・木材産業の成長産業化を促進するため、「林業成長産業化総合対策」の予算を確保し、路網整備や高性能林業機械の導入をはじめ、川上から川下までの取組を総合的に支援すること。

9 鳥獣被害防止総合対策の推進

鳥獣被害から農地を保全し、中山間地域での農業経営や定住の意欲を維持するために「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、十分な予算を確保するとともに、助成対象を拡大すること。

平成29年11月24日

中國地方知事会



| | |
|-------|--------|
| 鳥取県知事 | 平井 伸治 |
| 島根県知事 | 溝口 善兵衛 |
| 岡山県知事 | 伊原木 隆太 |
| 広島県知事 | 湯崎 彦彦 |
| 山口県知事 | 村岡 翁政 |

